

令和6年度 処遇改善加算等の取得状況について

当法人では、下記の加算を取得しています。（令和6年4月時点）

○障がい者支援施設 セルフ・しんゆう

- 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
- 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）
- 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

○障がい者支援施設 モア・しょうえい

- 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
- 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）
- 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

○特別養護老人ホーム 長生き邑

- 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
- 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）
- 介護職員等ベースアップ等支援加算

福祉・介護職員処遇改善加算

介護職員の賃金改善のために平成24年に創設されました。

その後、昇給につながるキャリアアップの制度のしくみを構築し、介護職員の資質を向上させることや、労働環境を整備することで介護職員の定着をはかるために加算を充実させてきました。これらの為に当法人では、下記の取組を行っております。

1. キャリアパス要件

- ・職位、職責、職務内容等に応じた任用要件と賃金体系で運用しています。
- ・職員の資質向上のための研修を、毎月実施しています。
- ・経験、若しくは資格等に応じて、昇給する仕組みを設けています。
- ・就業規則等の明確な規程を書面で、当法人の全職員に周知しています。

2. 職場環境等要件

【入職促進に向けた取組】

- ・法人や事業所の経営理念やケア方針、人材育成方針、その実現のための施策及び仕組みなどの明確化。

【資質の向上やキャリアアップに向けた支援】

- ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動。

【両立支援・多様な働き方の推進】

- ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者の為の休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備。

【腰痛を含む身心の健康管理】

- ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員の為の休憩室の設置等健康管理対策の実施。

【生産性向上のための業務改善の取組】

- ・タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減。

【やりがい・働きがいの醸成】

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善。

介護職員等特定処遇改善加算

令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。介護職員の賃金向上を目的に、介護報酬を加算して支給する制度です。

当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

- ・ 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）を算定していること。
- ・ 上記加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- ・ 上記現行加算に基づく取組について、賃上げ以外の処遇改善の取組の「見える化」を行っていること。

※介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

見える化要件とは、賃金改善以外の処遇改善に関する取組内容を外部から見える形で公表することです。（上記職場環境要件を参照ください。）

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

令和4年2月から9月までの介護職員処遇改善支援補助金による賃上げ効果を継続する観点から、現行の処遇改善加算及び特定処遇改善加算に加え、令和4年10月からベースアップ加算（福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算）が創設されました。

基本給等の引き上げによる賃金改善を一定求めつつ、介護職員の更なる処遇改善を行うものです。